

重要事項説明書

厚生省令第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の概要

(1) 名称等

名 称	独立行政法人 地域医療機能推進機構 三島総合病院附属居宅介護支援センター
所 在 地	三島市谷田字藤久保 2 2 7 6
電 話 番 号	0 5 5 - 9 7 5 - 2 9 5 1
法人種別及び名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構
代 表 者 職	理事長
代 表 者 氏 名	山本 修一
介護保健事業所番号	2 2 5 0 6 8 0 0 3 6
指 定 年 月 日	平成 12 年 3 月 1 日
交 通 の 便	J R 三島駅（南口）より 東海バスで 25 分 伊豆箱根鉄道（田町駅）よりシャトルバスで 15 分
通常の実施地域	三島市、函南町、長泉町の一部（上土狩）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家族環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化防止のため、適切なサービス提供に努めます。

(3) 勤務体制

管理者	従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名 (介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	要介護状態等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成等、居宅介護支援業務を行います。	常勤 3 名

(1) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日までとする。但し、国民の休日・年末年始（12月29日～1月3日）は休業とする。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分までとする。
連 絡 体 制	24時間相談対応し、必要に応じて指定居宅介護支援を行います。 (連絡先) 055-975-2951 (緊急時) 070-5595-7681

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容・方 法 等
要介護認定等の申請代行	利用者が希望する場合、事業者が代行します。
課題分析の実施	利用者の居宅に訪問し、課題分析表（アセスメントシート）を使います。 利用者の居宅に訪問し、利用者が自立した生活（その人らしい生活）を営むことができるように必要とされる「解決すべき課題」を課題分析表等を使い把握します。
居宅サービス計画の作成	利用者の意向、課題分析の結果を踏まえ、援助方針、サービスの種類、内容や担当者等を定めた計画です。 この計画に基づいて介護保険サービス等が提供されます。
サービス担当者会議等の実施	介護保険サービス担当者等を召集して行うサービス担当者会議又は、サービス担当者に対する照会等により、専門的な意見を求めた上で、居宅介護サービス計画を作成します。
居宅サービス計画の実施	利用者に居宅介護サービス計画の説明及び同意を得た上で、居宅サービス計画に基づき介護保険サービス等が提供されるように連絡調整等をします。
居宅サービス計画の実施状況の把握	居宅介護サービス計画の内容が達成できているか、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問してモニタリングをします。
再アセスメントの実施	モニタリングの結果、対象者の変化等によって居宅介護サービス計画の大きな見直しがあるときは、再度アセスメントを実施します。

介護保険施設への紹介	地域包括支援センター等と連携し、適切な施設の紹介をします。
苦情処理の対応	① 苦情があった場合は、直ちに利用者側と連絡を取り、苦情内容を確認し対処します。 ② 担当者は、苦情内容を管理者に報告します。 ③ 管理者は、担当者及び他の従事者を加え、苦情処理に向けた検討会議を行います。 ④ 検討会議の結果を基に処理結果を纏めて、管理者は必ず翌日までに具体的な対応を指示します。 ⑤ 苦情処理結果記録を保管し、再発防止に努めます。 ⑥ 苦情に関して市町村や国保連が行う調査に協力するとともに、市町村や国保連から指導または助言を受けた場合には、必要な改善を行い、求めがあった場合には、改善の内容を市町村や国保連に報告します。

(2) 居宅介護支援の利用にあたって

項 目	内 容・方 法 等
サービス提供困難時の対応	他の居宅介護支援事業者との連絡を取り、適切なサービスが提供されるように対応します。
サービスの質向上のための方策	担当者である介護支援専門員を職場内外の研修に参加させます。
介護支援専門員を変更する場合の対応	サービス提供に支障が生じない様に、引継ぎを行います。
プライバシーの遵守	正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。
事故発生時の対応	① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡し、必要な措置を講じます。 ② 事故が発生した場合にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。 ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。 ④ 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、利用者の故意に起因する事故または事業者に過失がない場合はこの限りではありません。

(3) 公正中立な居宅介護支援の確保

利用者は介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するにあたり、計画に位置付ける居宅サービス事業所について、次のことを当事業者に求めることを可能とします。

- ア 複数の居宅サービス事業所の紹介を求めること。
- イ 当該居宅サービス事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めること。

(4) 医療と介護の連携の強化

当事業者は、医療機関との連携を促進するため、次のことを実施します。

ア 入院時における医療機関との連携促進

居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

イ 平時からの医療機関との連携促進

- i 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画の交付を行います。
- ii 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

(5) 質の高い居宅介護支援の推進

居宅介護支援の公正中立性の確保を図る観点から、下記期間において当事業所の作成した居宅サービス計画書に位置づけたサービス事業者を公表します。〔期間〕令和7年9月1日～令和8年2月28日

訪問介護 (18%)	訪問介護リベルテ函南 (24%)	めぐみの家総合事業所 (20%)	グループハウス三島谷田 (16%)
通所介護 (46%)	ツクイ三島 (19%)	ケアサポートゆうき (16%)	デイサービス・ダイバ (11%)
地域密着型通所介護 (4%)	デイサービス若芝 (36%)	ココラクト三島本町 (31%)	樹楽団らんの家 三島若松 (31%)
福祉用具貸与 (71%)	ケアベース長泉 (33%)	フロンティア静岡営業所 (26%)	フランスベッド (13%)

※上記内容は「介護サービス情報公表システム」でも閲覧できます。

3 利用料金

- (1) 利用料 原則としてあなたの自己負担はありません。
あなたの被保険者証に保険料未納により支払変更(償還払い)の

記載があったときは、1ヶ月につき下記の金額をいただきます。
 この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口に提出して払戻を受けて下さい。

要介護度状態区分	1ヶ月につき	
要介護度1、要介護度2	11,088円	
要介護度3、要介護度4、要介護度5	14,406円	
特定事業所加算Ⅲ	3,297円	
初回加算	3,063円	
入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)2,552円	(Ⅱ)2,042円
退院・退所加算(カンファレンス参加 無)	(1回)4,594円	(2回)6,126円
退院・退所加算(カンファレンス参加 有)	(1回)6,126円	(2回)7,657円
通院時情報連携加算	510円	(3回)9,189円
介護職員等処遇改善加算	総報酬額(基本料+他の加算)の2.1%	

- (2) 支払方法 あなたが当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払方法については月ごとの精算とします。毎月10日までに前月分の請求を致しますので20日までに口座引き落としにてお支払い下さい。

4 サービス終了について

- (1) あなたのご都合でサービスを終了する場合

あなたはいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料をいただきます。

ア 契約後、介護サービス計画作成段階途中で、あなたの申し出により解約した場合	居宅介護支援費の半額を解約料として徴収します。
イ 市町村への介護サービス計画の届出終了後に解約した場合	解約料はかかりません。
ウ その他解約により当事業者に不測の損害を生じさせる場合	アに準じた解約料

- (2) 当事業者は、あなたがこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めるときには、直ちにこの契約を解約することができます。

- (3) 当事業者への都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービス提供終了後1ヶ月前までに文書であなたに通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をあなたに提供いたします。

- (4) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了いたします。

- ア あなたが介護保険施設に入院又は入所した場合
- イ あなたの要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ウ あなたが亡くなった場合

5 居宅介護支援に対する苦情

当事業者への居宅介護支援及び当事業者が作成した居宅介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについて苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談下さい。

担 当 岩田 正徳 （居宅介護支援センター センター長）
 電 話 055-975-2951 F A X 055-975-2952
 受付時間 午前9時～午後5時（月曜日から金曜日まで）

その他、市町村や国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。

市町村	担当窓口	三島市介護保険課	函南町福祉課
	電話番号	055-983-2607 (受付時間 8:30～17:15)	055-979-8126 (受付時間 8:30～17:15)
国民健康保険 団体連合会	担当窓口	静岡県国民健康保険団体連合会	
	電話番号	054-253-5590(受付時間 8:30～17:15)	

6 緊急時等における対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医・救急隊・緊急時連絡先（家族等）・居宅サービス事業者等へ連絡するなどの必要な措置を講じます。

7 個人情報の保護及び秘密の保持

- (1) 当事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し。適切な取り扱いに努めます。
- (2) 当事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

8 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ・ 無